

『國學院大學紀要』投稿規程

國學院大學紀要編集委員会
(平成 29 年 11 月 15 日制定)
改正 令和元年 9 月 25 日
改正 令和 2 年 10 月 3 日
改正 令和 7 年 5 月 19 日

(目的)

第 1 条 『國學院大學紀要』(以下、「本誌」という。)は、國學院大學における学術研究の促進を図るため、研究業績を広く国内外に公表することを目的とする。

(投稿論文)

第 2 条 投稿論文は、未発表のものでかつ内容がオリジナルなものとする。

(投稿資格)

第 3 条 本誌に投稿することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 國學院大學専任教員・客員教授
- (2) 國學院大學兼任講師・事務局専任職員
- (3) フェロー
- (4) 客員研究員・PD 研究員・研究補助員・共同研究員・招聘研究者
- (5) 委員会が必要と認めた者

(投稿要領)

第 4 条 投稿者は、次の各号に掲げる投稿要領に従って原稿を作成するものとする。

- 1 投稿する原稿は、図表のレイアウト等も含め、完成原稿とする。著者による校正は原則 1 回までとする。
- 2 投稿原稿の字数は 3 万 2 千字以内とする。縦組みの場合は、61 字×21 行(25 頁以内)、横組みの場合は 40 字×32 行(25 頁以内)とする。図版・写真等は本文中に含まれる。
- 3 投稿原稿は、提出締切日までに(1)及び(2)の形式で研究開発推進機構事務課に提出する。
 - (1)出力原稿 1 部(A4 サイズ)
 - (2)テキストファイル形式の原稿データ(メール、ファイル転送サービス、CD-R)
- 4 投稿原稿には、800 字程度の論文要旨、英文タイトル・キーワード(5 つ程度)を添付するものとする。外国語論文の場合は、800 字程度の邦文要旨とする。
- 5 その他、1～4 以外の事項は、本誌編集委員会を経て決定された原稿募集チラシのとおりとする。

(査読と掲載の可否)

第 5 条 本誌編集委員会は、各論文の査読者として編集委員 1 名及び國學院大學専任教員から 1 名を選任し、委嘱するものとする。

- 2 学術論文の掲載可否は、査読を経て、本誌編集委員会の審議により決定する。

(著作権の許諾)

第6条 本誌に掲載された著作物について、著作権は原則として著者本人に帰属する。但し、著作権のうち複製権・公衆送信権について、著者は、あらかじめその行使の権限を許諾することによって、國學院大學に委ねるものとする。

- 2 投稿された原稿に、投稿者以外の者が著作権を保有する著作物を使用する場合は、引用に該当する場合を除き、投稿者が、当該著作物を使用することについて、当該著作物の著作者の承諾を得なければならない。
- 3 投稿された原稿が、投稿者以外の者が創作した著作物を原著作物とする翻訳、翻訳等の二次的著作物に該当するときは、投稿者が、原著作物についての使用行為について原著作物の承諾を得なければならない。

(國學院大學学術情報リポジトリへの登録)

第7条 本誌に掲載された論文については、國學院大學学術情報リポジトリ運用規程に基づき登録される。

(転載)

第8条 本誌に掲載された論文等の一部または全部を他の出版物、印刷物に転載するときは、事前に本誌編集委員会へ通知しなければならない。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、本誌編集委員会の議を経て決定する。

附則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

本規程は、令和元年9月25日から施行する。

附則

本規程は、令和2年10月3日から施行する。

附則

本規程は、令和7年5月19日から施行する。